

(1) 都道府県警察の部内職員によるカウンセリング体制等について

(回答)

1 予算 都道府県警察費

2 部内におけるカウンセラーの配置（平成23年4月1日現在）

- ・ 臨床心理士資格者 32県84人
- ・ その他カウンセラー 14県174人

3 部内カウンセラーの質について

- ・ 研修、教養等

法曹関係者、精神科医、ソーシャルワーカー等、各分野の専門家等による講習や事例研究等の実施、委嘱した部外臨床心理士等からのアドバイスを得るなどして、質の向上に努めている。

- ・ 運用実績

平成22年中1,361人に対し3,916回実施

4 部外専門家への委嘱（平成23年4月1日現在）

- ・ 精神科医59人、臨床心理士126人

5 現状について

部内カウンセラーの配置や部外専門家の委嘱によりカウンセリング体制の整備に努めているものの、カウンセリングが必要と思料される全ての事件に対応できているとまでは言いがたい。また、警察が行うカウンセリングは、事件直後からの危機介入を主としていることから、継続的できめ細やかなカウンセリングを行うことには限界がある。(※)

警察としては、今後とも、犯罪被害者等の方々の要望を踏まえつつ、カウンセリング体制の整備に努めるとともに、事例や実態を踏まえた、より実践的な研修を取り入れるなど、研修の充実に努めていきたいと考える。

※ なお、この点を補完するためにも国において「民間被害者支援団体に対する相談業務の委託に要する経費」として約1億200万円（平成23年度）を補助金措置している。

6 民間被害者支援団体を更に活用するための課題

(1) 継続的な財政的基盤の整備と強化

(2) 連携・協力の強化と犯罪被害者等早期支援団体の指定がなされていない団体に対する指定に向けた指導

(2) 民間被害者支援団体における臨床心理士等によるカウンセリング実施状況について（単なる電話相談等を除く。）

(回答)

- 臨床心理士等によるカウンセリングの実施状況（平成22年度中）  
全国48団体中、35団体において381人に対し988回実施
- 内訳
  - ・ 臨床心理士又はそれに類する資格を有する職員等によるもの  
25団体の職員等48名により226人に対し607回を実施
  - ・ 精神科医、臨床心理士等への外部委託によるもの  
17団体において155人に対し381回を実施

(3) 外部委託している精神科医、臨床心理士等の選考基準

(回答)

各都道府県警察の規定による。(規定のない県もあり。)

※ 規定の例

- (1) 本県に居住していること。
- (2) 精神医学や臨床心理、社会心理等、カウンセリングに関する高度な知識、技能と経験を有していること。
- (3) 被害者支援に対する理解と被害者等の心情を受け止める幅広い人間性を有し、人格及び行動について社会的信望を有すること。

- (4) 被害少年のメンタルヘルスケアにおける部外精神科医、臨床心理士等のカウンセリング費用等について
- ・ 外部委託によるカウンセリングの公費負担については、それぞれの都道府県警察における規定によりその額等は異なる。
  - ・ 公費負担する額については、1回（時間）5,000円程度のところが多い。
  - ・ 原則的には、それぞれが規定する上限回数までは公費負担されるが、それを超えた場合は犯罪被害者等の負担となる。

(5) 犯罪被害者等給付金に該当する精神疾患の状況等について（精神疾患のみの重傷病給付金の例）

(回答)

1 ケース①（給付額約25万円）

(1) 被害種別

性犯罪による被害（20代女性）

(2) 加療状況

- ・ 入院91日間
- ・ 加療1年以上（通院12日間）

(3) 犯罪被害者負担額（犯罪被害者が実際に負担した額）

- ・ 犯罪被害者負担額 約25万円  
（自己負担額約60万円－高額療養費・付加給付金約35万円）

(4) 休業加算額

なし

(5) 給付額の算定

犯罪被害者負担額＋休業加算額＝給付額（減額なし）

(6) 参考

給付額は平均的であるが、平成22年度裁定にかかる精神疾患のみの重傷病給付金受給者の中では、犯罪被害者負担額が最も多い。

2 ケース②（給付額約90万円）

(1) 被害種別

性犯罪による被害（20代女性）

(2) 加療状況

- ・ 入院なし（労務不能期間349日）
- ・ 加療1年以上（通院9日間）

(3) 犯罪被害者負担額（犯罪被害者が実際に負担した額）

- ・ 犯罪被害者負担額 約3万円（高額療養費等なし）

(4) 休業加算額

- ・ あり（休業加算額約87万円）

(5) 給付額の算定

犯罪被害者負担額＋休業加算額＝給付額（減額なし）

(6) 犯罪被害者等給付金に該当する精神疾患の状況等について（精神疾患のみの障害給付金の場合）

(回答)

1 ケース③（障害等級第2級「神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの」）

(1) 被害種別

傷害事件による被害（10代男性）

(2) 障害の部位、程度

P T S D（外傷後ストレス障害）

心理不安、睡眠障害、食欲不振、頭痛

(3) 精神症状の状態

ア 抑うつ状態 抑うつ感が強く、対人交流は少ない

イ 不安の状態 心的外傷による不安が強く外出できない

ウ 意欲低下の状態 無意欲無関心がやや高度

エ 慢性化した幻覚・妄想性状態 該当無し

オ 記憶又は知的能力の障害 該当無し

(4) 能力に関する判断項目

能 力	能力低下の状態
I 身辺日常生活	しばしば助言・援助が必要
II 仕事・生活に積極性・関心を持つこと	できない
III 通勤・勤務時間の遵守	できない
IV 普通に作業を持続すること	できない
V 他人との意思伝達	しばしば助言・援助が必要
VI 対人関係・協調性	しばしば助言・援助が必要
VII 身辺の安全保持・危機の回避	しばしば助言・援助が必要
VIII 困難・失敗への対応	しばしば助言・援助が必要

※ 適切又は概ねできる<時に助言・援助が必要<しばしば助言・援助が必要<できない

(5) 4つの能力の喪失の程度

- ・ 意思疎通能力 半分程度喪失
- ・ 問題解決能力 大部分喪失
- ・ 持続力・持久力 大部分喪失
- ・ 社会行動能力 大部分喪失

※ 障害なし<わずかに喪失<多少喪失<相当程度喪失<半分程度喪失<大部分喪失<全部喪失

(6) 介護の状態

外出、買物に随時介護を要する。

2 ケース④（障害等級第3級「神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの」）

(1) 被害種別

性犯罪による被害（10代女性）

(2) 障害の部位、程度

P T S D（外傷後ストレス障害）

社会（社交）不安、対人緊張の強さからくる不登校状態、同年代男子に対する病的恐怖、全般的コミュニケーション障害

(3) 精神症状の状態

ア 抑うつ状態 該当無し

イ 不安の状態 恐怖（同世代交流に対する病的な恐怖）

ウ 意欲低下の状態 集団適応意欲の著しい低下

エ 慢性化した幻覚・妄想性状態 該当無し

オ 記憶又は知的能力の障害 該当無し

(4) 能力に関する判断項目

能力	能力低下の状態
I 身辺日常生活	適切又は概ねできる
II 仕事・生活に積極性・関心を持つこと	できない
III 通勤・勤務時間の遵守	できない
IV 普通に作業を持続すること	しばしば助言・援助が必要
V 他人との意思伝達	しばしば助言・援助が必要
VI 対人関係・協調性	できない
VII 身辺の安全保持・危機の回避	時に助言・援助が必要
VIII 困難・失敗への対応	しばしば助言・援助が必要

※適切又は概ねできる<時に助言・援助が必要<しばしば助言・援助が必要<できない

(5) 4つの能力の喪失の程度

- ・ 意思疎通能力 半分程度喪失
- ・ 問題解決能力 大部分喪失
- ・ 持続力・持久力 大部分喪失
- ・ 社会行動能力 全部喪失

※ 障害なし<わずかに喪失<多少喪失<相当程度喪失<半分程度喪失<大部分喪失<全部喪失

(6) 介護の状態

介護の必要性はない。